

平成31年度

湖西市環境センター基幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務委託
プロポーザル実施要領（説明書）

この要領は、湖西市が発注する「平成31年度湖西市環境センター基幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務（以下「本業務」という。）」を委託するにあたり、価格のみによる競争ではなく、企画力、技術力、専門性及び実績等により当該委託業務に最も優れた者を選定するため、プロポーザル方式により行う手続きについて必要な事項を定めるものとする。

※注

本プロポーザルについては、湖西市議会における平成31年度予算の成立を前提に行う予算成立前準備行為であり、予算が成立しなかった場合、本業務の契約は実施しない。この場合であっても、応募等に要したすべての費用についても市に請求することはできず、参加者の負担とする。

1. 目的及び湖西市環境センターの現状

湖西市では、旧舞阪町、旧雄踏町と共に平成10年から処理能力120t/日の焼却施設と30t/日のリサイクルプラザからなる湖西市環境センターにおいて、一般廃棄物の処理を実施してきた。平成22年10月からは旧舞阪町、旧雄踏町の一般廃棄物が浜松市において処理されることとなったことから、焼却施設を休止させ可燃ごみの処理を浜松市に委託してきた。湖西市に合併した旧新居町の焼却施設も平成23年3月に廃止し、同じく浜松市に処理を委託してきた。環境センターのリサイクルプラザについては平成10年の建設後、設計・施工業者による運転委託を行うことにより問題なく稼働を続けている。

平成36年1月末をもって浜松市への可燃ごみ処理委託が期間満了することに伴い、平成36年2月に環境センター焼却施設の再稼働を実施することとなった。再稼働に当たっては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金を活用し先進的設備導入事業を実施するため、平成29年度に湖西市循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境省に提出している。

平成30年度にはリサイクルセンターも二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の追加対象となったため、湖西市循環型社会形成推進地域計画の変更申請を行っており、リサイクルプラザについても基幹的設備改良事業を実施して施設の延命化を行なう予定である。

焼却施設の再稼働及びリサイクルプラザの基幹的設備改良事業の実施にあたり、同時にPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、両施設の運営方法としても、従来の運転委託から包括運営委託とする方針である。

本業務は、平成30年度に策定済みの焼却施設に対する長寿命化総合計画及びPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、基幹的設備改良事業発注と平成33年度から同工事完了から20年後までの運営事業を含めたPFI方式による事業の実施を目的とし、PFI事業者選定に係るアドバイザー業務、リサイクルプラザにかかる長寿命化総合計画の策定及び廃棄物処理施設変更届に必要な生活環境影響評価を実施する。

2. 業務委託名

平成31年度 湖西市環境センター
基幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務委託

3. 業務内容

別紙「平成31年度湖西市環境センター基幹的設備改良事業に係るアドバイザー等業務概要」のとおり

4. 委託期間

契約日の翌日から平成33年3月10日まで

5. 契約限度額

本業務の契約限度額は、43,723,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、平成31年度に係る業務委託料は25,370,000円以内とし、平成32年度に係る業務委託料は、18,353,000円以内とする。

6. プロポーザル実施スケジュール

(1) プロポーザル参加募集の公告	2月 5日 (火)
(2) 応募者からの質問書提出期限	2月18日 (月)
(3) (2) に対する回答送付	2月25日 (月)
(4) 提案書の提出期限	3月 7日 (木) 必着
(5) 優先交渉権者の選定	3月 8日～19日 (火)
(6) (5) の結果通知	3月20日 (水)

7. 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 湖西市暴力団排除条例（平成25年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有するものでないこと。
- (3) 湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成18年告示第101号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がないこと。
- (5) 湖西市建設業関連業務資格者名簿のうち、土木関係建設コンサルタント業務に登録されていること。
- (6) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）に基づく建設コンサルタント登録「廃棄物」部門を受けていること。

8. 書類提出及び審査

本プロポーザルは書類審査のみとし、採点基準に基づき採点する。

(1) 提案書

○事業実施方針について提案すること【A4版 1ページ以内】

- 実施方法及び実施スケジュールについて提案すること【A4版 1ページ以内】
- 業務実施体制について、配置予定の技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者等）を記載すること【A4版 1ページ以内】

なお、配置予定者は、本業務の執行時において原則変更できないものとする。極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、湖西市の了解を得て同等以上の技術者を配置しなければならない。

- PFI事業者選定に係るアドバイザー業務の諸課題や事業者選定における諸課題と解決策について提案すること【A4版 2ページ以内】
- リサイクルプラザに係る長寿命化総合計画策定における諸課題と解決策について提案すること【A4版 2ページ以内】
- 生活環境影響評価に関する諸課題と解決策について提案すること【A4版 1ページ以内】
- 業務遂行における工夫点を提案すること【A4版 1ページ以内】
- その他業務遂行にあたり生じる課題及び対処方法を提案すること【A4版 1ページ以内】

※A4版10ページ以内、横書き、左綴じ、両面印刷とする。

※文字の大きさは10.5ポイント以上とし、45文字40行以内のレイアウトとする。ただし、図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする。

※カラー等の使用は任意とする。

（2）業務実績

○同一業務実績

過去10年間で地方公共団体及び一部事務組合が発注した、熱回収施設の整備（建設または基幹的設備改良事業）及び運営事業（PFI等事業）における事業者選定アドバイザー業務の受注実績を記載すること。

過去10年間で地方公共団体及び一部事務組合が発注した、リサイクル施設についての長寿命化（総合）計画またはこれに相当する長期維持補修計画の策定業務の受注実績を記載すること。

過去10年間で地方公共団体及び一部事務組合が発注した、廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価または生活環境影響調査業務の受注実績を記載すること。

（3）会社概要等

○有資格者数

技術士（衛生工学又は総合技術管理部門において業務に必要なものに限る）の有資格者数を分野ごとに記載すること。

（4）見積書

任意様式とし、消費税及び地方消費税（税率10%として計算）を含んだ総額を記載すること。

明細書も添付すること。

宛先は「湖西市長」とすること。

※上記（１）から（３）まで及び（４）のコピーについて左側をホッチキス留めし、各10部提出すること。

また、（４）は原本1部を別に提出すること。

9. 提出先及び提出期限

（１）提出先

静岡県湖西市廃棄物対策課

担当：山本、疋田

〒431-0441 静岡県湖西市吉美3294番地の47（湖西市環境センター）

TEL：053-577-1280 FAX：053-577-3253

e-mail：haitai@city.kosai.lg.jp

（２）提出期限 平成31年3月7日（木）

（３）提出方法

持参又は郵送

※郵送は配達事故を回避するため、書留郵便等に限る。

10. 質問及び回答

仕様書等の内容で不明な点がある場合、質問表（任意様式）によりメールにて提出すること。関連書類の閲覧を希望する場合も同様とする。なお、電話等による他手段の照会には応じない。

（１）提出先

上記9と同じ

（２）提出期限

平成31年2月18日（月）

（３）提出方法

メールにより提出することとし、上記9（１）のメールアドレスに送付すること。

（４）回答

質問及び質問に対する回答は、湖西市ウェブサイト上で公開し、その回答は本実施要領及びその他提供資料の追加又は修正とみなすこととする。

11. 選定方法

プロポーザル審査会による書類審査で優先交渉権者を選定し、湖西市建設業者等選定委員会の承認をもって決定とする。選定結果は参加事業者全てに通知する。

12. 非選定理由に関する事項

（１）本プロポーザルに参加し、提案書を提出した者で選定されなかった者は通知の翌日から平成31年3月29日（土曜日及び日曜日除く）の午前9時から午後5時までに書面により、上記9に非選定理由について説明を求めることができる。

（２）説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成31年4月8日（月）までに書面で回答する。

（３）（１）の書面は、静岡県湖西市廃棄物対策課（湖西市環境センター内）に提

出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

13. その他

- (1) 本プロポーザルについては、湖西市議会における平成31年度予算の成立を前提に行う、予算成立前準備行為であり、予算が成立しなかった場合、本業務の契約は実施しない。この場合であっても、応募等に要したすべての費用についても市に請求することはできず、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出後の提出書類の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された提案書等は一切返還しない。
- (5) 提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、受注者として選定された際の提案書及び成果品の著作権は、湖西市に帰属する。
- (6) 提案者が1者のみの場合は、本業務を受注するにあたり、適正に業務を遂行できるか総合的に判断し、決定する。
- (7) 天災等の不可抗力による場合又は本プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、通知した事項の変更又は本プロポーザルの延期若しくは中止することがある。